

平 成 2 3 年 度

定 期 監 査 結 果 報 告 書

大 町 市 監 査 委 員

23監第19号
平成24年2月23日

大町市長様
大町市議会議長様
大町市教育委員会様
大町市農業委員会会長様
大町市選挙管理委員会委員長様
大町市公平委員会委員長様
大町市固定資産評価審査委員会委員長様
大町市病院事業管理者様

大町市監査委員 山下好隆
同 荒澤靖

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、平成23年度の定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

目 次

1	監査の目的	-----	1
2	監査の方法	-----	1
3	監査の期間及び監査の対象	-----	1 - 2
4	監査の実施場所	-----	3
5	重点監査項目	-----	3
6	監査の結果	-----	3 - 1 2
7	総括事項	-----	1 3

平成 2 3 年度 定期監査結果報告書

第 1 監査の目的

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 条第 14 項、第 15 項及び第 16 項の規定をふまえ、同法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、各会計における事務事業が適正かつ合理的、効果的に執行されているかについて監査を実施した。

第 2 監査の方法

平成 2 3 年度の各課等の事務事業の執行について、前期は 9 月 3 0 日現在、後期は 1 1 月 3 0 日現在の内容で提出された監査調書等に基づき、例月出納検査の結果を参考にして、関係書類、帳票等を確認するとともに、関係職員からの聴き取りにより実施した。

第 3 監査の期間及び監査の対象

前期 平成 2 3 年 1 1 月 8 日から 1 1 月 2 4 日まで 9 日間

期 日	対 象 課 ・ 施 設 等
1 1 月 8 日（火）	児童センター、文化財係（文化財センター） 図書館 中央保健センター、社会就労センター
1 1 月 9 日（水）	かえで保育園、第一中学校、西小学校 山岳博物館、社会体育係（総合体育館）
1 1 月 1 1 日（金）	はなのき保育園、仁科台中学校、大町公民館分室 南小学校、常盤公民館、あすなる保育園
1 1 月 1 4 日（月）	どんぐり保育園、社公民館・民俗資料館、東小学校 くるみ保育園
1 1 月 1 5 日（火）	クリーンプラント、環境プラント グリーンパーク、文化会館・大町公民館・勤労者福祉施設

11月16日(水)	八坂支所 総務係、民生係、産業建設係、八坂教育担当・八坂学校給食共同調理場・八坂公民館・八坂情報コミュニティーセンターアキツ
11月17日(木)	平公民館・女性未来館ピュア、しらかば保育園、北小学校
11月21日(月)	八坂中学校、八坂小学校、たけのこ保育園 美麻小・中学校、みあさ保育園
11月24日(木)	美麻福祉企業センター、美麻支所 総務係、民生係、産業建設係 美麻教育担当・美麻公民館

後期 平成24年1月12日から1月31日まで 11日間

期 日	対 象 課 等
1月12日(木)	子育て支援課、福祉課
1月13日(金)	観光課、税務課
1月16日(月)	農林水産課、農業委員会事務局、生活環境課
1月18日(水)	商工労政課、産業立地戦略室、庶務課、選挙管理委員会事務局
1月19日(木)	学校教育課、情報交通課
1月20日(金)	下水道課、生涯学習課
1月23日(月)	市民課
1月24日(火)	建設課、消防防災課
1月26日(木)	企画財政課、議会事務局、公平委員会事務局、 固定資産評価審査委員会事務局、監査委員事務局 水道課、会計課
1月30日(月) ～31日(火)	訪問看護ステーション 大町総合病院 庶務課・医事課・経営企画室

第4 監査の実施場所

議会棟第2委員会室及び支所、病院、施設等の事務所等

第5 重点監査項目 「負担金の支出状況について」

平成22年度の定期監査において、負担金・補助金の支出、活用の状況について、今後の監査課題として提起させていただいていたところである。

そこで、本年度の定期監査においては、各課等から各種の団体へ支出されている「負担金」の部分について着目し、重点監査項目として監査を実施した。

第6 監査の結果

各会計の事務事業について

財務に関する事務の執行等については、概ね適正に執行されているものと認めたが、一部に改善、留意及び検討を要すると思われるものが見受けられたので、今後の参考とされたい。

なお、軽微な事項や助言的事項については、その都度口頭で指摘したため、本報告書では省略した。

また、予算の執行状況については、別途例月出納検査結果報告書に記載しているので、省略する。

1 負担金について

昨年の定期監査において、負担金の見直し、検証の必要性について総体的な意見として申し述べてきたところであるが、その後どのように見直しや検証が実行されてきているかについて、個別具体的に確認するため、今定期監査の「重点監査項目」に設定し実施したものである。

(1) 監査の範囲

「負担金」といっても内容的には、市が何らかの利益を受けることに対し、法令又は、契約等によって特定の工事、事務及び事業について必要な経費を支出するもの、各種団体の構成又は、事業について任意に参加し、市が何らかの

利益を受けることに対して必要な経費を支出するもの、一時的な事業のための実行負担金など多様なものがある。

今回は、市が任意に参加している各種団体等に支出しているもので、負担金、会費、分担金等の名目で毎年継続的に支出しているものを対象とした。

対象とした団体等は次表のとおりである。

対象とした団体等の状況

担当課	件数(件)	負担金額(円)	担当課	件数(件)	負担金額(円)
庶務課	10	1,063,800	水道課	2	159,180
企画財政課	10	276,400	下水道課	7	218,410
情報交通課	6	3,404,000	美麻支所	1	240,000
税務課	4	240,000	学校教育課	25	2,498,000
消防防災課	3	1,384,000	生涯学習課	18	2,063,300
市民課	9	427,100	体育課	5	1,336,600
生活環境課	4	278,930	山岳博物館	4	58,000
福祉課	3	179,334	議会事務局	10	671,010
子育て支援課	4	38,000	監査委員事務局	2	21,000
農林水産課	17	2,809,100	大町総合病院	9	3,555,620
建設課	27	6,665,900	訪問看護ステーション	3	42,000
商工労政課	5	3,053,900			
観光課	25	46,473,812	合 計	213	77,157,396

(2) 監査の方法

団体等の平成 22 年度と平成 23 年度の総会資料（事業報告、収支決算報告一部は、平成 21 年度と 22 年度）の提出を求め、負担金支出の実態を確認するとともに、負担金支出に至った（団体等に参加した）経過・目的は把握されているか、会員として団体等の活動に積極的に参加しているか、期待している受益は享受されているか、支出の手続きは適切か、負担の必要性を検証しているかなどについて、関係職員からの聞き取りを行なうことにより実施した。

(3) 監査の結果

負担金の取扱い事務について改善を図られたい。

「補助金」については、「大町市補助金交付規則」により交付申請から実績報告、最終金額の確定まで一連の手続きが行なわれることになっているが、負担金についてはその対象とならず基本的なルールは定められてはいない。しかしながら、補助金や委託との境界は必ずしも明確ではなく微妙なものもある。

今回、団体等の総会資料の提出を求めたところ、入手しておらず、監査実施時に急遽入手したケースがいくつか見受けられた。

「補助金」ではないが、毎年負担金の使途の状況を把握し、検証することは当然の事務と考えられる。実績報告による決算書等の入手・検証を負担金支出のルールとして徹底されたい。

負担金を支出している理由・必要性について見直し検証されたい。

各種団体の負担金について個別具体的に検証したところ、次のような実態が見受けられた。

ア 会員資格がないのに会員登録され負担金を支出しているものが 1 件認められた。直ちに脱会の手続きをされたい。

イ 担当課において検討した結果、団体からの給付が享受できる状況にないと判断し、今年度をもって脱退することを決めているものが 2 件認められた。

ウ 今回の監査を通じて総会資料を改めて検証してみて、加入していることの必要性があまりないとし、脱退について検討することとしたものが 4 件認められた。検討をすすめられたい。

エ 団体の会員として負担金を支出する以上、その団体の事業等に参加して活動することが求められるが、開催された会議、実施された研修会等にほとんど参加していないが、負担金を継続して支払っているものがいくつか見受けられた。特に全国段階や関東・東海ブロック規模などの団体にはほとんど参加していないし、しかも情報もそれほど有益とは思えないと感じているものも多く見受けられた。費用対効果の観点から継続の是非につい

での検討が必要ではないか。

オ 全国段階・ブロック段階の団体においては、毎年数多くの市町村が脱退し、会員数が減少してきている団体もいくつか見受けられた。

地方公共団体の厳しい財政環境を背景として「他の地方公共団体も支出しているから」という考え方から、「当市にとって本当に必要があるのか」との考え方に立ち、見直し、検証が行なわれているのではないかと推測される。状況の把握と検証が必要ではないか。

カ 上部団体への負担金を集めて納めるだけ、年 1 回の県外視察研修会をするだけで他に具体的な事業がほとんどないのに団体を組織し、役員会・総会等の事務コストをかけている団体も見受けられた。組織体が必要なものなのか検証が必要ではないか。

負担金の支出は、各種団体の実施している事業が、現時点で市が目指している施策の実現に貢献しているか、効率的に運営されているか、市が何らかの利益を受けているかなどの視点からの検証が常に必要ではないか。

繰越金が負担金総額を上回っているような団体がいくつもあり、負担金額が適正であるか検証をされたい。

各種団体等への負担金は、その活動内容に見合った金額とすべきものであるが、今回監査した団体の予算、決算状況を見ると「前年度からの繰越金が負担金総額を上回っているものあるいは負担金総額に近い金額が繰越されているもの（他に多額の事業収入等があるものは除く）」が 2 割近く見受けられた。

中には、繰越金額が多額になったことから、負担金額を減額してきているものも何件があり、また、23 年度より負担金額をゼロとしたものも認められたが、多くは前年踏襲で継続的に同額の負担金額とされている実態にある。

そのような負担金にあっては、団体等の運営上、会員からの負担金が本当に必要なのかどうか疑問を持たざるを得ない。負担金の支出にあたっては、団体の収支状況に照らして現在の負担水準が妥当であるか検証し、その結果によっては負担金額の減額、一時徴収停止、負担金の精算（返還）なども団体に要望することも必要ではないか。

積立金（基金）を有している団体がいくつもあるが、その必要性や積立金額の妥当性について検証されたい。

いろいろな名目で、積立金や基金を有しているものが２割近く見受けられた。積立規程等が確認できないので、その妥当性について判断はできないが、総会資料で見る限り、退職給与引当金、何々記念事業積立金などのように明確な目的により積立てられているものは別として、目的がはっきりせず、一種の繰越金と同様なものではないかと思料されるものもある。

行政からの負担金収入をベースとしている団体にあっては、積立目的、積立額、取崩しの基準などを明確にすることが必要であり、これらの観点からの検証が必要で、結果によっては団体に改善の要望をすることも必要ではないか。

（４）総括

厳しい財政状況の中にあって、事業の見直しを行い、経費の削減を図っているところであるが、今回監査対象として検証した各種団体等への負担金の支出についてもいくつかの課題が見受けられた。

団体に加入する意義、求める給付の内容は常に一定ではなく、市政を取り巻く状況変化とともに常に変化し得るものである。市が現在すすめようとしている施策や方向と加入の意義、団体からの給付状況の確認等、検証が必要である。

２ 市税等の収納状況について

（１）市税の収納率向上については、コンビニ収納の拡大による利便性の向上や差押え等への積極的な参加など充実強化に取り組んできているが、監査基準日現在の収納率は次頁の表のとおりであり、多くの税目において前年度に比べ低下してきている。

不安定な経済情勢の中、今後ますます厳しさが予測されるので、負担の公平性及び財源確保の観点から収納率の向上に一層の努力をされたい。

(平成23年11月末現在：単位千円・%)

税目	調定額	収入額	未収額	収入率	対前年度
市民税	1,455,137	923,578	531,558	63.47	▲1.59
固定資産税	2,727,487	1,515,806	1,211,687	55.58	▲0.33
軽自動車税	85,583	75,476	10,108	88.19	▲0.31
市たばこ税	130,442	130,439	2	100.00	0.99
特別土地保有税	12,472	2,668	9,804	21.39	21.39
入湯税	33,838	33,531	307	99.09	7.41
都市計画税	115,223	62,797	52,426	54.50	▲0.30
国民健康保険税	745,496	319,998	425,497	42.92	▲0.58
計	5,305,678	3,064,287	2,241,391	57.75	▲0.52

特に、国民健康保険税の収納率は表のとおり、ここ数年下がり続け、この結果、国からの普通調整交付金が5%減額となるペナルティが課されるところとなっている。滞納繰越分全体に占める割合も市民税を超える大きなものとなってきている。市民課窓口での収納対策を強化されたい。

国保税収納率の状況	
年 月	収納率
20年11月末	45.20%
21年 "	44.29%
22年 "	43.50%
23年 "	42.92%

- (2) 使用料等の滞納整理の促進については、下水道受益者負担金と使用料、保育料、住宅使用料等を中心に監査の都度、意見を述べてきているが、引き続き取り組みを強化されたい。

3 地域情報通信基盤整備事業(ケーブルテレビ)について

ケーブルテレビについては、4月の本放送開始から10カ月程が経過した。様々な行政情報をはじめ、地域に密着した生活情報や地域情報の提供により徐々に浸透しつつある。

しかしながら、12月末時点における加入戸数は3,028戸に留まっている。利用料金の設定にあたり損益分岐点とした2,400世帯は超えてはいるというもの、"情報通信技術を活用した市民サービスの充実や行政サービスの高度

化を図り、市民生活の利便性の向上、安心・安全なまちづくりをすすめる」とする目的からすると加入戸数がまだまだ少ない状況にある。又、地区別に見ると普及率に格差が生じている。普及目標を立てて加入促進に一層の努力をされたい。

世帯普及率（平成 23 年 12 月末現在）

地 区	加入者数	世帯数	普及率
大 町	1,278	5,454	23.4 %
平	416	1,956	21.3
常 盤	272	3,642	7.5
社	209	906	23.1
（小 計）	（ 2,175 ）	（ 11,958 ）	（ 18.2 ）
八 坂	363	371	97.8
美 麻	490	416	117.8
（小 計）	（ 853 ）	（ 787 ）	（ 108.4 ）
合 計	3,028	12,745	23.8

（注：美麻地区の加入者数には、市民農園が含まれている。）

4 休暇取得状況について

前期に実施した施設等出先機関の監査において、出勤簿、休暇届等の確認を行なったところであるが、年次休暇等の取得日数が少ない職場がいくつか見受けられた。

定員適正化計画に沿っての職員数減少、市民ニーズへのきめ細かな対応による行政サービスの増加等、業務負荷が増している状況にあると思料される。

施設等の出先機関にかかわらず各職場において職員の健康管理は大変重要な問題であり、心の病気を患うなど最近増加しているメンタルヘルスの面からも、年次休暇、特別休暇等の取得促進に努め、職員ひとりひとりが意欲、能力を十分発揮し、心身ともに健康で勤務できるよう職場環境の改善を図られたい。

5 大町総合病院について

2つの危機「医師不足の危機」と「病院財政の危機」の克服に向けて、一丸となつていろいろな取り組みがなされてきている。

(1)「医師不足の危機」について

整形外科の補充に鋭意努力するもなかなか見通しが見つからない中、ここに来て内科・小児科にも減員の懸念が出される状況となつてきている。医師不足の状況は当面続く状況下にあるので、引き続き最重要課題として行政・議会・病院を守る会などとの連携を密にして総力を挙げて取り組みを強化されたい。

(2)「病院財政の危機」について

医業収益の確保

監査基準日（平成23年11月末）の医業収益は2,418,120千円で前年同月に比べ125,250千円の増となった。医業収益は「診療単価×患者数」であるが増加の主な要因は、次表に見るとおり診療単価が前年同期に比べ、一般で3,429円、外来で883円、療養で422円各々大きくアップしたことによるものである。

これは、8月からの7:1看護体制の移行に伴う入院基本料の加算をはじめ、栄養サポートチーム加算やがん処方管理加算など新たな施設基準の取得に取り組んできたことによるものであり、努力の成果が現れている。

平成24年度においても診療報酬の改定（薬価部分の引き下げ、病院勤務医の待遇改善、勤務医負担軽減のための事務作業補助者の報酬加算の改定など）が行なわれる見込となつてしているので、それに向けて準備をすすめ収益率の一層の向上に努力されたい。

診療単価の状況

年月		23/11 末	22/11 末	21/11 末	23：22
項目	入 一 般	37,227 円	33,798 円	30,673 円	3,429 円
	院 療 養	18,644 円	18,222 円	17,820 円	422 円
外 来		10,376 円	9,493 円	9,404 円	883 円

一方の病院経営の基本である患者数は、残念ながら前年同月と比べ入院で1,741人、外来で1,657人の減となっている。地域医療連携の強化、救急患者等の積極的な受け入れ、診療時間の工夫、患者対応の改善、PR活動の強化など、増患対策を強化されたい。

患 者 数 の 状 況 (入 院) (単位：人)

年月 診療科目	23/11 末	22/11 末	21/11 末	23 : 22
内科	16,217	16,203	13,244	14
小児科	1,458	1,427	1,722	31
外科	7,071	7,439	6,940	▲368
整形外科	2,542	4,433	6,286	▲1,891
皮膚科	316	178	236	138
泌尿器科	2,172	1,898	2,020	274
産婦人科	3,817	3,200	3,654	617
眼科	363	371	363	▲8
形成外科	2	-	4	2
(小 計)	33,958	35,149	34,469	▲1,191
療養病床	10,524	11,074	11,419	▲550
合 計	44,482	46,223	45,888	▲1,741

患 者 数 の 状 況 (外 来) (単位：人)

年月 診療科目	23/11 末	22/11 末	21/11 末	23 : 22
内科	21,681	20,308	19,129	1,373
小児科	3,426	3,996	3,578	▲570
外科	6,963	8,193	7,761	▲1,230
整形外科	9,092	10,735	10,415	▲1,643
脳外科	834	975	1,165	▲141
皮膚科	5,811	5,875	6,320	▲64
泌尿器科	6,659	6,370	6,053	289
産婦人科	5,217	5,528	4,521	▲311
眼科	4,285	4,247	4,550	38
耳鼻咽喉科	792	588	684	204
形成外科	171	186	213	▲15
透析科	7,047	6,634	7,453	413
合 計	71,978	73,635	71,842	▲1,657

医業費用の圧縮

監査基準日現在（平成 23 年 11 月末）の医業費用は、2,403,620 千円で、前年同月比で 22,410 千円の増となっている。医業費用の 6 割を占める給与費は看護体制の充実や医療事務作業補助者の増などにより 34,910 千円の増となっているが、これは医業収益増との見合いで増加したものである。

一般経費については、厳しい価格交渉を行い栄養室事務委託料の大幅引き下げや医療機器の保守料の削減などが図られており、前年同月に比べ 24,190 千円の減で努力の成果が現れてきている。引き続き経費の削減に努力されたい。

収支改善

医業収益の伸びが医業費用の伸びを上回っており、収支は大きく改善されてきており単年度収支均衡も見えつつある。経営諸比率を見ても医業収支比率は 4.3 ポイント改善し 100.6%に、給与費対医業収益比率も 1.7 ポイント下って 59.0%に、材料費対医業収益比率も 0.5 ポイント下がって 18.0%にと、それぞれ好転してきている。年度末に向け残された期間の一層の奮闘を切望する。

なお、診療単価の引き上げには限度があり、これによる収支改善もおのずと限界がある。基本は、患者数の安定的な確保にある。人件費の増は固定的コストとなって将来の収支に重くのしかかってくるリスクをもっているので、増患対策、経費の一層の削減など、経営の効率化に鋭意取り組まされたい。

（３）事務処理の改善を図られたい

平成 22 年度決算において多額の棚卸漏れ（検査試薬）が発生している。

病院事業会計規程の定めに基づいて「棚卸実施マニュアル」等を作成するなどして、厳正な棚卸を実施されたい。

超過勤務の状況について試査したところ、診療技術部の臨床工学室や放射線室においては超過勤務の実施確認がまったく行なわれていない。

確認のルールを徹底し、適正な管理をされたい。

「預り金」勘定について、定期的に残高の妥当性について確認検証されたい。

行政職員の採用等に係る事務は、市の担当部局と連携をとってすすめられたい。

委託、保守等契約書類の作成事務につき正確を期されたい。

第7 総括事項

世界的な経済不況や東日本大震災などによる景気・雇用情勢の悪化、急速に進む少子高齢化や人口減少など市政をとりまく情勢は極めて厳しい状況が続いている。

こうした中で、本年は第4次総合計画後期計画の樹立の年にあたっている。前期5ヵ年の中で「きらり輝くおおまち」の実現に向け、ソフト面からハード面まで多岐に亘り知恵を出し工夫をこらして諸施策を実施しつつ、当市にとって重要課題である財政の健全化も改善を図ってきておりその労を多とする。

しかしながら、今後の財政見通しは厳しいものが予測され、時代に対応した財政構造に転換を図っていかなければならない。政策評価・事務事業評価を厳しく行い、見直すべきものは大胆に見直して、削るべきものは削り、伸ばそうとする分野に重点的に投資をする「選択と集中」が不可欠である。

直面する課題に的確に対応しながら、「きらり輝くおおまち」の実現に向け長期的展望に立った指針を策定し、住民の福祉の増進に努められるよう要望する。

財 政 指 標 等 の 推 移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
標準財政規模（千円）	10,527,405	10,527,441	11,095,149
経常収支比率（％）	91.3	91.1	87.6
財政力指数	0.49	0.48	0.45
経常一般財源等比率（％）	—	94.4	95.6
起債制限比率（％）	13.6	12.8	12.3
実質赤字比率（％）	—	—	—
連結実質赤字比率（％）	—	—	—
実質公債費比率（％）	19.9	19.0	18.0
将来負担比率（％）	101.9	99.8	78.2
資金不足比率（％）	—	—	—

（注：経常一般財源等比率は、平成21年度分から数値の算出方法が変更となったため、平成21年度以降の数値を記載している。
 実質赤字比率、連結実質赤字比率の「—」は算出された数値がないことを示す。資金不足比率の「—」は、地方公営企業法適用3会計、同法非適用3会計のそれぞれの会計において資金の不足額がないため、それぞれの会計において算出された数値がないことを示す。）